

英語圏諸国の父子福祉研究

研究第 9 部 川 西 康 裕

〔協力研究者〕 曾 根 原 純

(国際障害者年日本推進協議会連
活動・海外協力委員会協力委員)

内 藤 美 登 里

(東京ボランティアセンター専門員)

1. はじめに

本小論の目的は英語圏諸国の父子福祉研究を概観することである。この目的はつぎの 2 つの論稿を翻訳紹介することではほぼ達せられると考える。第 1 の論稿は、Lewis, Ken: "Single-Father Families: Who They Are and How They Fare," *Child Welfare* LVII, 10, (December 1978), 643-651 である。本稿は前半部にアメリカの父子家庭の構造を概観し、後半部にアメリカの父子福祉研究を概観するという構成をとりしている。著者はアメリカの男性解放運動団体 (Men of the USA, Inc.) の顧問ならびにコネチカット州ニユーヘヴン市における "Single-Fathers Research Project" の委員長をつとめている。

第 2 の論稿は、Schlesinger, Benjamin: "Motherless Families: A Review," in his *The One-Parent Family*, 4th ed. Toronto: University of Toronto Press, 1978, 3-13 である。*The One-Parent Family*, 4th ed. の第 1 章として、本稿には英語圏 4 ヶ国 (オーストラリア、イギリス、カナダ、アメリカ) における代表的な父子福祉研究の要約に、著者による注釈を付してある。著者はボストン大学社会事業学部教授であり、家族問題を専攻している。前出の *The One-Parent Family* のほか、*The Multi-Problem Family*, *Poverty in Canada and the United States*, *The Jewish Family* 等の著書がある。本小論においてはこの 2 編とも全文訳出する。そうすることによって成立する小論の構成はつぎのとおりである。

- a. アメリカの父子家庭の構造
- b. アメリカの父子福祉研究概観
- c. オーストラリアの父子福祉研究概観
- d. イギリスの父子福祉研究概観
- e. カナダの父子福祉研究概観

アメリカの父子福祉研究概観 (Schlesinger による) (g. 英語圏の父子福祉研究に関する注釈) 本小論のテーマ (英語圏諸国の父子福祉研究を概観すること) は主として c ~ g (Schlesinger による) の課題である。a ~ b (Lewis による) はその導入部分として重要な位置をしめ、c 以下の内容に厚みを加える。a ~ b はアメリカに限定されてはいるが、a における明解な構造分析は c 以下の各節を読まずともうえでも参照できるし、b は f と同じテーマでありながら、両者の相異なる分析視角によって内容の重複はほとんど避けられている。

なお小論では、Lewis による a ~ b を「アメリカの父子福祉研究概観」、Schlesinger による c ~ g を「英語圏 4 ヶ国の父子福祉研究概観」と題し、原文の体裁のまま訳出する。a ~ g の符号は原文にないのであえて付さない。原文の内容は符号どおりにはほぼ判然と分れている。

2. アメリカの父子福祉研究概観 ~ Lewis, K., Single-Father Families: Who They Are and How They Fare, 全訳 ~

本稿では、父子家庭とは独身の男性とその未成年の子女からなる世帯である、と定義する。ここでいう男性とは、寡夫、離婚・別居の父、未婚の父、養親となった父をいうのであって、服役や入院などのために妻が不在の夫は、これにあてはまらない。独身の父親の家には、18 歳以下の子どもたちが四六時中または長時間いるが、その子らの養育責任は、主として父親が担っている。ところが国の独身の父親の数は正確には報じられていないけれども、1970 年代に著しい増加をみたことは衆目の一致するところであり、この傾向は今後も続くものとみられている。1973 年にアメリカ国勢調査局が報じたところによれば、単親家族の増加率は、過去 7 年間に二親家族

の3倍の数値を示し、アメリカの家族全体の $\frac{1}{7}$ をしめるに到った。〔1:32—35〕。寡夫の数はちょうど500,000以下のまま変化してこなかったが、離婚・別居の父は、1972年から1973年の間だけでも71%の増加をみせ、独身の母親の増加率を大きく上まわった。

1976年までに離婚率は50%に達した。つまり、1年間におよそ1,000,000件の割合で結婚が解消された。この1,000,000件のうち60%は未成年の子どもたちをまきこみ、その監護権(custody)の90%は母親に与えられたと推測される。したがって、残る10%(60,000)では父親が監護権を得たことになる。

さらに加えて、独身の男性への養子縁組や非伝統的な監護措置 custody arrangements も増えている。死別や家事審判による父子家庭に、非公式な措置によるものを推定加算してこれを総じてみると、およそ1,500,000の独身の父親がおよそ3,500,000の子どもたちを養育していることになり、あわせて5,000,000人が父子共同体を構成していると考えられる。

父子家庭の構造

父子家庭には、基本的につぎの3通りの現われ方がある—1. 配偶者の死、2. 養子縁組、3. 監護者となる(家事審判によるか、またはその他の方法で)。

母親が死亡した場合

20世紀以前には独身の父親が出現する主な原因は出産時の母親の死亡であった。しかし最近では、医療技術の進歩や出産前の母体管理の向上によって、母親の死亡率ははなはだしく減少した〔2〕。死別者ならびに離婚者のニーズに応えるために、パートナーのいない親の会 Parents Without Partners が組織されたのは1957年3月初旬のことであった。1973年までに会員数は90,000に達したが、その35%は死別者であり、またその36%は寡夫であった〔3:191〕。寡夫もその他の独身の父もしばしば同じような問題に出くわすけれども、多くの寡夫がほんの2、3日前に覚悟しただけでたちまち独身の父親になるのに対し、監護者ないしは養親となった父親の場合はたいてい数ヶ月の準備期間がある。

養子縁組による場合

アメリカでは1950年以来単親養子縁組 single-parent adoption が行なわれている。しかし独身の父親に対する養子縁組は、それから15年たって初めて報告された。オレゴン州のエリントンが1965年7月に18ヶ月のエリントン38歳のピアン教師ドニー・ピアゾに縁組したのである。このケースは当時大々的に宣伝されたものだが〔4:101~103〕。10年後には主に都市部を中心として、いくつかの州で独身の父親への養子縁組が成立するに到

った。

典型的な独身養親男性は、30代なかばでしっかりした仕事についている人物であり、養子となるのはほとんどいつも男の子——たいていは学齡児で“縁組が困難な hard to place”子ども——である。子どもたちの中にはわずかだが二親よりも単親の方に向いている子がいる。ロサンゼルスの子縁組担当ワーカーは、将来独身男性が単親養子縁組の半数を担うことになると予言した。

監護者になった場合

監護者となる独身の父親にはいくつかの型がある。法的に監護者として認められていない独自の父親については、その状況がたいていの場合例外的であるから叙述しにくい。たとえば、法的に認可された監護者は母親であるにもかかわらず、そこを家出した子どもたちが父親と一緒に住んでいるのを発見することはめずらしいことではない。The Custody Trap ではそのような話が一つ紹介されている〔5:47—49〕。ほかにも“父親の家の玄関口に姿をみせた”子どもは(たいていテレンス・モイヤーだが)数えきれない。また最近では別の型の違法な監護が注目を集めた。子どものひったくり事件が1975年に約200,000件発生したと推定されたのである〔6:108; 18:145—147〕。しかしもちろん独身の父親の最大多数は、法定の監護権を獲得した人々である。法定の監護には、これら独身の父親の状況を限定するにふさわしいつぎの4つの型がある。—1. 完全(単独)監護 full or sole custody 2. 共同監護 joint custody 3. 分割監護 divided custody 4. 分離監護 split custody。完全監護権は審判によってどちらか一方の親に与えられる。全米各州の制定法もしくは判例法は、子どもの利益の最優先 best interests of the child という原則を祈求している。この原則に従うことによって、母親が監護者としてふさわしくないわけでもないように見える場合でも、父親に“いとけな” tender years 子どもたちを委ねる州が相当ふえてきている〔7〕。完全監護権を得た独身の父親は、このような父親の最大多数グループを構成している。アメリカ国勢調査局人口統計学上級研究員ポール・グリエック Paul Gliick 博士は、1974年現在の独身の父親の完全監護権獲得者を48,000人と推定したが、今日ではおそらくもっと増えているだろう。子どもたちをまきこんだ離婚の90%で監護権の争いはなく、その上、かなり多くのケースで子どもたちは父親と一緒にいる方が幸福だということを、母親が認めている。監護権が争われた場合は、およそ35%の父親が監護者となる(そしてそのほとんどが父親—息子関係を維持することになる)。

共同監護の概念はまだ新しく〔8〕、監護措置custodial arrangementsのなかでは最小グループである。判事はしばしばしば共同監護を承認するのだが、専門家の多くはこれを支持する。共同監護のもとでは、両親は子どもたちの福祉に関わる医学的、教育的、地理的、またその他の事柄について、等しく意志決定にあずかる。子どもたちは、両親の話し合いによって、いずれか一方の親と生活するが、この場合ふつうは裁判による児童養育費の取り決めはない。共同監護とは、子どもたちが双方の親と同期間、交互に、共に生活することをいう。つまり、子どもたちは母親とある期間一緒に暮らし、つぎに同期間父親と暮らす。この監護形式は、両親が別々の州で生活している場合によくみられる。子どもたちが父親と一緒に暮している間は、完全に彼が監護上の責任を負う。共同監護と同様にこの監護措置もまれであるが、それが子どもたちの利益のためには最もよい方法であるかぎりにおいて、裁定されるのである。

分離監護は、子どもが2人以上いる場合にかぎって採用される。学齢児の男の子は父親と暮らし、乳幼児と女の子は母親と暮らすというのが分離監護の典型である。しかし性による分離だけではないのであって、もし、ある子どもに医学的、教育的保護が必要であり、父親の住居のそばにその最適の施設がある場合、裁判所は父親をその子どもの監護者とし、他の子どもたちは母親に委ねるだろう。くりかえすが、きょうだいを分離するという裁定が下されるのも、子どもたちの利益を最優先させるためである。

審判による監護措置はすべて、子どもたちが成年に達するまで、部分的に修正されてゆくものだとことを指摘しておかなければならない。裁判所の訴訟事件一覧表のなかには、監護裁定を修正するための審問が増えてきている。ただしこれを修正するのは、環境の変化が子どもの福祉を大いに増進させる場合に限られる。父子家庭の研究の研究者たちは久しく単親家族に対して関心を寄せてきた。1930年、40年、50年代の単親家族に関する社会学的な研究はふえてきた。しかしそのほとんどが父親不在の影響についての考察であり、実際のところ、育児や経済的、社会的、心理的な苦勞を含んだ独身の母親の持つ問題を研究してきたのであった〔9: 137, 139, 140〕。研究者たちは1960年代までに独身の母親ないしは未婚の母親についてほう大なデータを蓄積した。独身の父親に関してはこれに比較すべきデータがなかった。そして今もまだない。ただ、父親それ自体に関する

包括的なデータが体系をなさずにばらまかれた。ベンソン Benson は、結婚生活の役割分担がはらぎりしていない社会では結婚解消が起こりやすいこと、そしてアメリカの場合は、父親が家族問題の最終的な権威者とされてはいるが、現実には母親が家庭生活にかかわるほとんどすべての決定権者となっていることを指摘した〔10: vii〕。ベンソンは相対的には独身の父親に対してほとんど注意をはられながらたけれども、父親それ自体に関する有用なデータをまとめた。

1976年にブライス・ボンハム Price-Bonham がベンソンの業績を継承して父親に関する文献を系統だてた。彼女は1964年以降に発行された文献824点を目録として一冊にまとめた〔11: 489—512〕。単行本や雑誌記事や研究論文を25のカテゴリーによって分類し、その1つはとくに“ひとりづまいの父親ないしは独身の父親 Fathers alone and Single Fathers”にあてられた。このカテゴリーには、単行本2点、雑誌記事13点、研究論文1点、計16点がみとめられただけであり、それらは文献目録全体の2%以下であった。父子家庭に関する文献はわずかしかなが、最近発表されたいくつかの研究にはすばらしいものがある。これらの研究から得た一般的な結論をのべれば、(a)養親や監護者として独身の父親になるのは、依然として難しいけれども可能である、(b)独身の父親はパートタイムもしくはフルタイムの育児をうまくこなしている、(c)父子家庭に関する研究はもうと必要である、の3点になる。そこでこれらの結論を解説するために、最近のデータから研究論文を4点、また単行本を4点選んで紹介しよう。(1) Single Fathers〔12〕。メンデイス Mendes は、教師や医者やその他の専門家から彼女のもとにゆだねられた独身の父親32名に対面面接調査を行った。この調査を通じて、自分で独身の父親になることを選択したものとそうでないもの間には顕著な差異が認められた。彼女は子どもたちの監護権を積極的に求めた男性たちを評して“要求者 seekers”とよんだ。独身の父親になりたいはなかつたが、そうなることに同意したものは“同意者 assenters”とよばれた。彼女は“要求者”が育児にうまく適応し、母親であることに対して強い肯定的な感情をもっていることをみとめた。これはすべての“要求者”にあてはまるたが、“同意者”のうちではごくわずかのものがそうであるにすぎなかつた。独身の父親という役割を引き受けなくなつたものは子どもたちとの関係に困難な問題を抱えていた。(2) Single Parent (Fatherhood: An Emerging Family Life Style〔13: 429—437〕)。

州グリーンズボロ市の独身の父親20名の調査を行ったオスナー (Orthner) とブラウン (Brown) とフーガソン (Ferguson) は、すべての父親が、子どもたちとともに仲よく暮らしていると述べることに気がついた。そこでつらこんでみてみると、この父親たちは、海外に在る妻に対して比較的寛大であり、現在の生活形態に満足しており、再婚を急いでいなかった。彼らは昼間子どもたちを保育所にあずけ、夜間や週末には長時間子どもたちと過ごしていた。そして彼らのほとんどが、自分の親と親しくしていた。著者はつぎのように結んでいる。この調査でも、この調査の最も印象的な結果をひとつあげるとすれば、それは、父親たちが、子どもたちを養育の第一義的な親という事態にあつてきわめて有能であり、上手に対処していると感じていることである。彼らの持つ自信や父親であることが、彼らから生じていると思われる満足感を打ち消すこととは、決してできない。(P. 436)。S. ガッサー (Gasser) とテイラー (Taylor) は、独身の父親となる原因如何によつて適応過程に差異があらわれることを見出した。離婚した父は、寡夫の場合よりたいていうまくやっていると報告していた。彼らは「また現在の状況がよく統制され、穏やかに機能していることを(寡夫よりも)よく示したがつていた」。(P. 400)。彼らのほとんどは、時間不足や社会的な流刑をうけているといふ感情のゆえに、社交生活を縮小しなければならなかった。著者は、これら独身の父親の多くが、家庭を見事に管理し、満足して育児にたずさわることができると結んだ。P. 401。ボストン市域の「週末の父親 (weekend father)」の研究において、ケシュエール (Keschet) とローゼンダール (Rosenthal) は、監護権を得なかった父親が、別居や離婚期間の彼らの生活の中に、「いかにして子どもたちをとりこみ、親としての責任を遂行していくのかを解明しようとした。このペネトイムの独身の父親の多くは、料理や家事にうちひしがれており、単親として依拠すべきモデルをもっていないことがわかった。しかし、父親の仕事に時間の融通性があればあるほど、それだけたやすく親としてのスケジュールをこなせていたのであり、つまりは、時間がたいてい問題を解決していた。著者は「父親に親としての責任が要求されれば、この責任が彼自身

の成長にとつて重要な核となりうる」と結んだ。P. 401。第5) *Fathers and Custody* (16: 209)。ビクター (Victor) とウインクラム (Winkler) は、第17章において、「われわれの文化における比較的弱々しい父親のイメージから現代の法廷の見識にいたるまで、独身の父親に重要な多くの諸点に言及した。『Publishers Weekly』(September 19, 1977) は本書を、「人間としての権利を獲得するためには、いかに闘うべきであり、いかに闘うべきでないかを解説した貴重な書物。離婚した父親の問題の中で無視されているものは本書にひとつもないように思われる」と評した。著者は多くの独身の父親に面接し、「完全監護権を得た父親 (The Full-Custody Father)」という章で彼らの得た知見を報告した。P. 162。これらの父親たちは、自分たちの境遇とその対処の仕方について、誇りをもっていた。これらの父子家庭の質の高さにみだ安定度の非常な高さは、親子関係の質の高さとともに圧倒される思いであった (P. 162)。第6) *Who Will Raise the Children?* (4: 192)。レビン (Levine) は、女性解放運動が高揚し、監護裁定の要件としては、きり性を除外した法律を制定した州の数がふえているところから、「今後ますます独身の父親が子どもを育てるケースがふえるだろうと宣言する。本書は、著者が1年半の間中を旅して、ひとりないしは共同で子どもの養育にあつている男性を訪ね質問して生まれた成果である。彼は、核家族がすたれていく危険はないけれども、父親の多くは自分の役割を再検討しているのだと結んだ。典型的な独身の父親は、自立し、自信に満ち、心がひろくかつ柔軟で、女性運動を支持する立場をとっていた。P. 192。第7) *Part-Time Father* (17: 191)。アトキン (Atkin) とルビン (Rubin) は、監護者でない父親におもな関心を向けていたが、「フルタイムの父親 (The Full-Time Father)」に一章をもうけている。本章では、監護権の争いで父親をうちひしいてきたいくつかの仮定について論じた後で、心がしこれらの仮定は変化しつつあると指摘する。また、父親-母親をこなす男性の役割変化について議論する。著者は、ある程度時間がたてば、独身の父親の多くは必要な役割適応をこなすについで、独身の父親であることにある程度の成功をおさめるだろうとべている。P. 191。第8) *What Every Man Should Know About Divorce* (18: 247)。キャシディ (Cassidy) は離婚もしくは別居中の男性100名以上と家族関係分野で働く多くの専門家に對して面接調査を実施した。本書は離婚のすべての側面

について提言している。監護に関する章では“いとけない子ども tender years”の原則から“子どもの利益の最優先 best interests of the child”の原則へと法律上の変更が行われたことをのべている。この変更は監護権を得たい男性に有利である。男性の多くは独身の父親としてその利益を享受しているのだから、他のものは彼らから学ぶことができる。父親についてはまだ研究途上でもあり多くのアメリカ人から誤解されている。独身の父親の場合はなおさらそうである。しかしいくつかの要素が共に作用して社会の覚醒をうながしつつある。女性解放運動、男性解放運動 [19]、離婚法の変化、そして性の平等への一般的な動きにみられるごとくである。

子どもを中心とした研究は特に重要である。これまでの父子家庭研究の多くは父親に対する面接調査であったが、子どもに関する研究は、監護権訴訟で判事の一助となり、また教師やその他の児童養育者が子どもたちのニーズを理解する助けともなるので、とりわけ必要とされるのである。子どもたちの社会的な技量や教育達成度についてさらに多くを知らなければならない。ちなみに、父子家庭と母子家庭の教育達成度に関するある比較研究からは、父子家庭では男子より女の子の方が学校の成績がよいということが明らかにされた [20]。父子家庭はしばしば2つの核家族が組織される合間の家族構造として現われると指摘されてきた。父子家庭の平均持続期間はたしかに2年間だが、再婚を遅らせる父親はだんだんふえているし、再婚しようとしなくてもいる。これらの男性にとって、父親であることはつかの間の経験ではなく、個人の自由の原則を実証したり、伝統的な男女差別主義者の態度や行動を止めることに全力をつくすための意欲をそそられる経験なのである。「母性本能」という概念は父性の卓越という概念におきかえられるものでないという点は重要である。というのは、独身の父親はしばしば“スーパーダディ super-daddies”にみえるかもしれないが、その多くは独身の母親と同様の苦難を経験しているからである。しかし同時に男性が独身の父親であることを選べば、彼らは独身の母親であることを選んだ女性が手に入れる喜びの多くを享受するのである。一般にはあまり浸透しなかったけれども、専門家は、親としての行動や態度は生得のものではなく、男性、女性双方が学習すべきものであると従前から指摘していた。独身の父親が学びかつ実証しているのはこの教訓である。

注

1. “Rising Problems of Single Parents,” *US News and World Report*, July 16, 1973.
2. 国勢調査局は1915年に出生者数を記録しはじめた。だからそれ以前の統計は正確ではない。しかしこの年には、1000の出生に対して妊産婦の死亡は6であった。1935年までにこの数字は5:8に下がり、1943年までに2.5まで下がった。3年後これが半分に減り、1949年までに1000の出生に対し妊産婦の死亡は1になった。1975年には妊産婦死亡率は0.25まで低下した。
3. パートナーのいない親の会 Parents Without Partners の常務理事 ジョージ B. ウィリアムズ George B. Williams が労働および公共福祉に関する上院委員会 Senate Committee on Labor and Public Welfare の第 93 回会議のために用意した報告。これは後につぎのような形で出版された。 “American Families: Trends and Pressures, 1973,” Washington, D.C.: Government Printing Office, 1974.
4. Levine, James A. *Who Will Raise the Children? New Options for Fathers and Mothers (Too)*. Philadelphia: Lippincott, 1976.
5. Nobel, June, and Nobel, William. *The Custody Trap*. New York: Hawthorn, 1975.
6. Victor, Ira, and Winkler, Win Ann. *Fathers and Custody*. New York: Hawthorn, 1977.
7. “いとけない子ども tender years”の解釈については判事によって見解の相違がある。6歳以下の子どもにこのことばをづかうものもあれば、16歳までのものもある。ブラック法律辞典 *Black's Law Dictionary* では14歳と年齢制限をもうけている。 *Glossary on Custody and Related Legal Terms*, 1978 をみよ。 (*Glossary on Custody*, SFRP, P. O. Box 3300, New Haven, CT 06515).
8. 共同監護に関する国としての最初の報告が出たのは1976年であった。 *Glossary*, P. O. Box 9356, Norfolk, VA 23505 をみよ。 Charlotte Baum, “The Best of Both Parents,” *New York Times Magazine*, October 31, 1976.
9. Burgess, Jane K. “The Single-Parent Family: A Social and Sociological Problem,” in *The Family Coordinator*, XIX, 2 [April 1970].
10. Benson, Leonard. *Fatherhood: A Sociological Perspective*. New York: Random House, 1968.
11. Price-Bonham, Sharon. “Bibliography of Litera-

- ture Related to Roles of Fathers," in *The Family Coordinator*, XXV, 4 [October 1976].
12. Mendès, Helen A.: "Single Fathers," in *The Family Coordinator*, XXV, 4 [October 1976]. Also *Social Work*, XXI, 4 [July 1976], pp. 308-312 and *Human Behavior*, VI, 1 [January 1977].
13. Orthner, Dennis K.; Brown, Terry, and Ferguson, Dennis: "Single-Parent Fatherhood: An Emerging Family Life Style," *The Family Coordinator*, XXV, 4 [October 1976].
14. Gasser, Rita D., and Taylor, Claribel M.: "Role Adjustment of Single-Parent Fathers With Dependent Children," in *The Family Coordinator*, XXV, 4 [October 1976].
15. Keshet, Harry F., and Rosenthal, K. M.: "Fathering After Marital Separation," in *Social Work*, (January 1978).
16. Victor, Ira, and Winkler, Winnie Ann: *Fathers and Custody*. New York: Hawthorn, 1977.
17. Atkin, Edith, and Rubin, Estellé: *Part-Time Father*. New York: Vantage, 1976.
18. Cassidy, Robert: *What Every Man Should Know About Divorce*. Washington, D. C.: New Republic Books, 1977.
19. 男性解放運動の成果と展望! 1977年7月、ミネアポリスの大会においてMen's Equality New International, Inc.が結成された。この組織は、地方支部が45、会員数は全部で60,000を超えると発表している。1978年にはMen of Internationalのアメリカ支部としてMen of USA, Inc.が結成された。
20. Shelton, L. Austin: "A Comparative Study of Educational Achievement in One-Parent Families and in Two-Parent Families," a dissertation, University of South Dakota, 1968.
- ※ 訳者注(本稿ではCustody)を「監護権」もしくは「監護」と訳した。その意味内容は日本語の「親権」に相当するほどに広く解釈できる。
- * The Single-Father Research Projectは父子家庭の研究に関する情報交換機関である。そのサービスは、研究者、弁護士、社会サービス機関その他の関係者に有用である。(SFRP, 2901 Jefferson Dr., Greenville, NC 27834)に照会せられた。

3. 英語圏4ヶ国の父子福祉研究概観～
Schlesinger, B., *Motherless Families: A Review*. 全訳～

近年々漸増している単親家族の一領域に父子家庭がある。カナダでは単親家族全体の20%が(100,680)が父子家庭であり、そこで184,965人の子どもたちが養育されていると推定される。またアメリカにおける最近の統計は1,300,000の父子家庭の存在を示している(Schlesinger, Todres, 1976, p. 553)。そこでここでは、英語圏の4ヶ国で発表された父子家庭に関する研究を概観し、その文献上に表れた差異について注釈しよう。

オーストラリア
ペイン Bain (1973) は、単親家族が二親家族の間ではあまりみられないニーズをもっていることを指摘した。彼らにはまず経済上の問題が生じる。というのは、乳幼児の昼間保育費や乳児の夜間保育費がかかり、スーパーマーケットにはめったに行けず、安くおいしい料理もめづたに作れず、臨時の仕事や副職で収入を補足することもできず、加えて確実に、働か妻がらの副収入を得られないからである。また、独身の父親は超過勤務や出張を制限されるために昇進の見込みもない。つぎに、保育施設をさがすということを別にすると(学校の休暇中は切実な問題だが)子どもの養育の問題がもち上る。父親は仕事から帰ってくれば主婦の役目をはたさなければならない。女性として娘の養育にあたらなければならない。女の子の性教育は彼女が同一化すべき母親像が存在しないなら容易になじえないものだが、夜は意識的に子どもたちと過さなければならない。幼い子どもたちは、おねじよをまたやり始めることもあるし、母親がそうじたように父親もいつか出て行くかもしれないという恐怖におびえる時には、父親との肌の接触を求めて騒ぎ立てたりもする。権威と愛の源泉の双方を、男性と同一視しながら成長するかもしれないという危険が子どもたちにはある。父親じかもないということは、たしかに通常の人生における男性・女性観 two sex view of life を変えてしまう。また父親が仕事から帰るを急いで家事にとりかかるといことは、家事を十分にこなせないということを意味すると同時に、子どもたちがその家事からとりのこされ十分な世話をうけていないこと、すなわち子どもたちにとっては過重な、その発達段階からみれば不適切な課題を担わされていることを意味している。父親の「社交生活 social lite」は、彼が「子どもたち kids」にしばられており、その上夫父の外出がほとんど夫婦向けであるために、事実上ないも同然である。妻に

去られ離婚された夫たちは子どもたちと屈辱感を分かちあう。仲間づきあいをし責任を分かちあうべき配偶者を失くして孤独になる。子どもたちには、他の子どもたちと“ちがっているdifferent”という感情がこれに加わる。

独身の父親はうちかちがたい困難を経験しているというのはいい過ぎかもしれない。しかし彼は大方の父親より関わなければならない多くのことがらを抱えている。

著者の提言はつぎのとおりである。

1. 一家のかせぎ手と家計の切感を両方引き受けなければならない男女の単親を援助するためには、パートタイムの仕事が有効になってこよう。
 2. 保育センターを午前8時から午後6時まで長時間運営していくことが必要である。親が仕事をしている間に、子どもたちが自分でセンターにきたり帰ったりできるように強いられないためである。
 3. 学校がひけてから父親の仕事が終わるまでの間、学童の要求を満たしてやるサービスが必要である。
 4. 働いている単親のために登録制の組織化された家政婦サービスが必要である。
 5. 独身の父親に対する税制控除はもっと必要である。パートタイムやフルタイムの家政婦に支払う賃金分は免税になるくらいに。
 6. 低家賃公共住宅に独身の父親をもっと広く受け入れる必要がある。
 7. 子どもたちのために休校中のプログラムを用意する必要がある。
 8. 独身の父親とその子どもたちのためのカウンセリングサービスが必要である。
 9. 単親の抱える難題や、それに結婚破綻の原因についての研究プログラムが必要である。
- イギリスのジョージ・ワイルディング・ウィルディング (George Wilding, 1972) は、イギリスのさまざまなソーシャルエージェンシーから援助を受けている588の父子家庭について調査した。これらの家族の平均母親不在期間は3.7年であり、子どもたちは平均3.5人いた。母親を失うことにより深刻な経済問題が引きされた。この男性たちの収入はしばしば減少したけれども(44%のケース)直接妻のかせぎを失ったためというのは12%にすぎなかった。母親不在の経済的影響は、主に妻の家計に対する算定不可能な経済的貢献を失うことによるものであった。さらに加えて、子どもの養育責任が父親の超過勤務を制限した。35%の家庭では父親が一定期間休職した。母親不在の間は、ほぼ30%が福祉給付

welfare benefits をうけており、インスタビリティ時にも19%が受給していた。母親不在の結果は父親たちの社会的もしくは情緒的の生活の上にもあらわれた。彼らにさびしきを感じたり意気消沈したりすることがあるがどうかたずねたところ、37%が時々そのように感じると答え、80%は始終そう感じると答えた。彼らは社会から離れる傾向にあり、家族の外の世界とほとんど交渉をもたなくなった。彼らの $\frac{2}{3}$ は不眠に陥ったが、たいていいつまでもよくよしているからであった。最初は酒をたくさん飲むことで妻の不在に反応した人もいたが、これは時間がたてば先細りになっていった。また彼らの多くに、妻の死や家出の後でタバコの量を多くしたり、再びタバコを吸いはじめる傾向がみられた。半数以上のものが、なかなか仕事に集中できないでいた。概していえば、彼らは大変なストレスをしのんでいる男たちであった。フェリ(Ferri)とロビンソン(Robinson, 1976)によるもっと新しい調査では、対象となった単親家族168のなかには75人の独身の父親が含まれていた。この研究の主な成果は、残った親の雇用価値に対する家族崩壊の影響と低収入の問題に関することであり、つまりは、仕事に従事しながら子どもの昼間保育のニーズをみたすことはむづかしいということであった。これらの問題は単親家族に限って起るものとはいえない。しかし本調査によれば、単親家族の特徴は、この問題が相互に作用する傾向にあることであり、また彼らの情緒の源泉が衰微の極に達しそうな時にこれらの問題が作用するということである。仮に父親が仕事についている間、すぐそばの親戚にすっかり子どもをみてもらい、その親戚が単親としての彼にとても重要なアドバンスをし支援してくれているということであれば、彼が失業したとしても求職のために転居することは不可能であろう。

雇用に関していえば、多数の親が、雇用者は困難な状況にあらた自分達に同情し援助的であったとしているが、しかしそのような援助は、明らかにその状況に関わった個人の善意に依拠していたのであり、単親のごとき特別なモードをもつ雇用人の要求を十分に満たすほどの融通性のある制度に依拠していたのではなかった。フェリとロビンソンは、単親に提供される最も積極的な援助はおそらく仕事をしに外へ出るか、フルタイムで子どもの養育をするかをはっきり選択させることであり、その選択は、家族の全成員にとって何が最善の道であるかを考慮して、彼ら自身がすべきだと考えた。しかし、このような選択を認めることになれば、すべての単親とそ

の家族の収入をなんらかの形で保証しなければならないだろうし(親が父であろうが母であろうが、またどうしてそういう家族状況になったかの理由などには関係なく)、そしてその場合、彼ないし彼女がそれが家族の最善の道だと信じた時に、家庭に留まることを可能にできるほどの保証額が必要だろう。この保証額は、単親家庭での責任にあわせて、父親がパートタイムで働いたり、もっと流動性のある労働時間を選択できようになれば、さらに根本的な変革が起るだろう。その変革は、父親に対する社会の役割期待について時宜を得た再評価を促すだろう。父親も母親も単親として生活を営む選択権を平等に与えられるべきだとすれば、それは必要な段階であろう。否現実には、子どもたちのニーズは家庭の状況におかまいなしに同じように存在するのだから、父親も母親も平等にそのニーズに向かいあう機会を与えられるべきなのである。

この研究が実施された1976年の夫婦向けに組織された世界では、単親はどのような役割も演じられない。世間の態度はおよそ援助的とはいえないもので——特に離婚者と別居中の者に対してそうなのだが——しばしば親切であるよりは批判的であり、同情的であるよりは疑い深いものである。これらの態度から引き起される孤立化は、単親に自分たちの責任全体を疑わせ心配を募らせる。彼らの重荷を分かちあうものが誰もいなければ、子どもたちの健康や福祉、またふるまいについて心配はふえるばかりであり、単親家族の情緒的な負担を大きくするばかりである。

この1976年研究は、単親家族の直面する不利益があまり広範囲にわたっているので、必要とされるような援助を、物質的にも精神的にもすべて提供することは、一機関には無理であると指摘した。それでもなお明らかなことと思われるのは、もっと広範囲によく周知され、たやすく利用できるカウンセリングサービスによって、単親の課題のすべての側面について指導し、忠告し、かつ単親を再保証してあげる必要があるだろうということである。この必要を十分満たしてもらえなかったある父親の話は、その事情をおそらく最もうまくいいあらわしている。彼は、

「私の話を傾聴し、それからいかにして料理や掃除、洗濯をうまくこなすか、またいかにして上手に家庭を管理し、政婦を雇うかということについてアドバイスしてもらってくれたであろう人……そういう人に会いに行くと、それは必ず場所、私たちが世間から捨てられて、さびさびしているように捨てられてきた人々だけのための、この特別の事務所……私の娘にどのサイズの洋服を、おそろし着せたらいいでしょうか」とか、「肉に野菜を加えて

をいえるのはいつでしょうか」とか、「どうしたら嘆息を吹き悲しむことを自分でやめられるでしょうか」とか、といった話をきいてくれる人の必要はいくら強調しても強調しすぎることはありません。もしも、

その人が週に一度でも訪問してくれ、家の中を覗きこんでくれたら、それは素晴らしいことではないだろうか、そうでなくても誰か話をきいてくれる人がいるという、そのことが大事なのです。

カナダのシュレジンガー(Schlesinger)とトドルズ(Todres) (1976)は、トロントおよびその近郊の72の父子家庭に対して面接調査を行った。父親たちの平均年齢は40歳であった。彼らはすべて高学歴であり、またほとんど全員が就業しており、その平均賃金は11,500ドルであった。父親と同居している子どもたちは1~5人であり、平均は2.1人であった。子どもたちの年齢は1~23歳の範囲であった。

父親たちの多くが、家族崩壊は情緒的に負い目を受ける出来事だと語った。家族崩壊は子どもたちの気持ちを混乱させ、両親に対して腹を立てさせるなど、子どもたちの行動を著しく変化させたとも語った。父親たちは週日の間朝食や夕食の用意をすることを主に自分達の任務と心得ていた。皿洗いなどの家事は主に父親が引きうけたが、さもないと子どもたちも分担した。全般的な家の掃除はほとんど父親が引きうけた。ほとんどの家庭で父と子は一緒に食事をしていた。ほぼ半数の父親が子どもが病気の時には子どもと一緒に家にいると答えた。さらには、子どもの学校の先生の話や子どもの医学的な問題にも留意するという責任をも主として父親が引きうけていた。

調査時点で $\frac{3}{4}$ の父親は女性とつきあっており、そのほとんどが少なくとも週に一度はデートしていたのであり、その大多数が自分たちの交際に満足していると答えた。この女性たちは、家庭に招かれ、他の家族員と会い、家族の活動に参加していた。子どもたちの多くは父親の交際を励ましていた。

ほとんどすべての父親が母親の所在を知っており、彼女たちの多くがかなり近くに居住していた。約半数の父親は時々子どもたちの母親に会っていた。約 $\frac{1}{3}$ の父親は単親になった後で経済的な援助を必要としたと述べた。彼らのうちには銀行のローンやクレジットや抵当によって借金を申し込んだものもあったが、そのほとんどがこの種の援助を許可された。また父親の多くは、自分たちが親として十分に子どもたちを世話してやれているかどうか危ぶんでいた。子どものしつけは多

くの父親にとって難問であった。有用なソーシャルサービスに適合しているのは、単親すべてというよりは独身の母親であるために、自分たちに合うサービスを見出すことはむづかしいと答えたものもいた。少数だが、ソーシャルワーカーやソーシャルワーカーから得られた援助に不満を示すものがあった。

アメリカ

メンディス Mendes (1976; 1976 a) は、南部カリフォルニアでひとり子どもを育てている32人の父親に面接した。対象者の内訳は、黒人15名、白人14名、メキシコ系アメリカ人2名、中国系アメリカ人1名であった。3人を除いて全員が就業しており、その平均賃金は12,500ドルであった。メンディスは、アメリカの文化の中に独身の父親の役割がまだ規定されていないことを指摘した。父親たちは明確な役割規定のないままこれを履行していた。彼らの多くは子女の養育責任——家庭を切盛りしたり、子どもの情緒的欲求に適切に応えたり、母親のいない家庭で娘を育てるといった——と仕事を両立させるべく心理社会的な適応をはかる際にストレスを覚えたが、そのストレスの一因となったのがこの役割規定の欠除であった。

父親たちの経験は、男性もまた、家計の予算化や買物などの家政の兵站学を教えられるべきことを示している。しかし他方では、父子家庭で育つ子どもたちの福祉にとりて最も重大なことがらは、父親と子どもたちとの情緒的な関係の質であることを明らかにしている。父親の経験のなかでとりわけ重要な点は——彼らが子どもたちとの関係で問題を抱えているにせよいなに、せよ——子どもの正常な発達を促すものが何かを概して知らないということである。例外を一人除けば、書物は父親が子どもたちの行動の常態について抱いた多くの疑問に答えていない。父親の心配は、われわれの社会における男性の社会化——つまり男性は通常子どもを養育するように望まれない、したがって家族生活教育ではこの側面が無視されている——を反映している。彼らの心配は彼らが父親としてアブノーマルな役割をとる際に経験する不安をも反映している。彼らのほとんどは他の独身の父親を知らないで、結婚している母親と独身の母親の両方またはいずれか一方を除けば、意見を交換する相手がない。しかし、独身の父親がしなければならない適応について女性が援助できるはずがなく、彼女らに相談したものは、それがあまり役立たないことを知るのである。

著者は結びで、父親たちが子どもたちの第一義的な親という事態にあつてきわめて有能であり、上手に対処していると感じていると述べた。彼らの示す自信と父親の経験から生まれてきたらしい満足感是否定しがたいほどのものであった。彼らのすべてが何らかの問題にぶつかってきたが、それはたいいてい家族がぶつかる困難と異なるものではなかった。親であることの困難さに打ち勝ち、自分たちの監護のもとで子どもたちの成長を見守っているという誇りが、大きな補償力となっていた。独身の父親は、男性にもっと子どもの養育をやらせようという社会的傾向の恩恵をこうむっているように思われる。彼らのなかには妻よりもよりよい養育ができると認められたために監護権を与えられたものもいれば、妻が夫よりも上手に養育できないと感じているために子どもをあてがわれたものもいる。彼らの多くは自分たちに子どもを養育する能力があるかどうか気がかりであるという。つまり、子どもたちといかに十分本を読んだり遊んだりしているかどうか、子どものレベルでものごとを理解しているかどうか、そしてもっと子どもたちの教育に力を入れるべきであるかどうかを知りたがっているのである。しかしこれらの気がかりは一般の親たちにも共通のものであって、全般的にみれば、父親たちはその意味深い役割をとる心地よく感じている。

- 著者の提言はつぎのとおりである。
1. 保育所は夜まで保育時間を延長すること。父親たちのいく人かは、自分たちが遅くまで働かなければならぬ時は、たいいてい保育所の保育時間が仕事に不愉快なシレンマを持ち込むことがわかった。
 2. 共同保育システムを組織すること。父親たちの多くは共同保育の運営方法を知らないけれども、経費節約の利点に興味を覚える人も多いだろう。
 3. 子どもたちを保育センターに送迎すること。働く親が子どもたちを学校から保育センターに連れていくことはそうできるものではない。
 4. 単親講座をもうけること。父親の多くは親への備えがなくて相当不安を感じたと述べた。彼らには子どもたちに何を期待すべきかを学ぶ時間が減多になかった。このことに関してはそれまで妻に頼りきっていた。情報の欠除が不安感を引き起すのだからオリエンテーション講座が役立つだろう。
 5. “Big Sisters”の必要。女の子を養育している父親

のために、“Big Brother”と対をなす組織が必要である。これは多くの場合非公式にあっせんされるが、父親が娘のために成人の女性の相手を見つける方が、母親が息子のために男性の相手を見つけるよりもおそらくはやさしい。しかし、その女性たちのすべてがすべてで進む捜しが目的でなく女の子の助け手になろうと父という動機を持ち主だというわけではないだろう。この3番目の調査はギャッサー(Gasser)とテイラー(Taylor) (1976)によるものである。彼らはオハイオ州コロンプス市で40人の父親に面接した。15名が死別で25名が離別であった。著者は父親たちの社会的な背景にはふれていない。

調査の対象となった父親たちは、以前にはほとんど担っていなかったかあるいは部分的にしか担ってなかった家政の責任を引きうけ、この役割に適応していた。小さな子どもがいる家庭では、その養育責任を主に父親が引きうけていた。彼らは結婚当時の活動をやりとげ野心を満ちそうとすれば、単親としての責任が加わったために、しばしば葛藤を引き起された。社交生活は、時間がなにか社会からはみだしているという感覚のせいで削減された。この単親となった原因は、父親のその後の適応認知力に影響しているように思われた。死別より離別の父の方が、しばしば本人自身うまく適応していると考えており、また現在の状況がよく統べられ、平穩に運行されていることをより表明しながらいた。

この調査に関係した父親のいく人かは社会的な流刑ともいうべきことを体験していた。特に離別の父親は結婚時代の交際をさける傾向があり、他の単親との交際や活動に引き寄せられていた。多くの単親の父親たちは、単親の父親たちの大多数は家政の責任をひとりで引きうけるかさもなければ子どもたちとともにこなしていた。以前は“女性の役割 female role”とみられていたことを彼らはやりこなしている。彼らの成功は離婚状況にあるもっと多くの父親に、独力で子どもを監護するよう励ますだろう。この調査は、単親の父親たちの生活に大きな影響をおよぼしている。

注釈

1. 英語圏工業国4ヶ国における父子家庭の生活を検討してみると、既存のわずかな研究に共通のテーマがいくつか浮び上ってきた。それは、経済的な問題、社会階層の違いは父親たちの生活に大きな影響をおよぼしている。カナダとアメリカの中産階級に属するものは経済的にうまくやっているように思われるが、

一方イギリスの例では大幅に福祉給付に依存している。これら両国のほとんどでまだ二重基準が残っている。というのは、母子家庭は公的扶助を受けることができるが、他方父子家庭は公的な家族給付政策からは除外されているのである。その前提となっているのは、男は家の中にいるべきではない、男は外で働かなければならないのだという考えである。

2. 子どもの養育 (child rearing) における父親たちは幼児の昼間保育から学校の放課後の世話にわたる子どもの養育の手助けをなかなか得にくい。中産階級の場合はいい家政婦がなかなかみつからない。この種のサービスにかかる経費は高価すぎるものがしばしばである。保育センターの開所時間は交替制勤務時間にびったり合わない場合があるかもしれない。(これまでの研究には養育援護者としての拡大家族の効用を調査したものがなかった。)

3. 単親の父親と家政婦の二重の役割、機能を引きうけると、望んでいたがバランスのとれた社交生活を抑制されるようである。中産階級の父親は夜の外出の際ベビーシッターを雇うことができるだろうが、

4. 単親の父親と家政婦の二重の役割、機能を引きうけると、望んでいたがバランスのとれた社交生活を抑制されるようである。中産階級の父親は夜の外出の際ベビーシッターを雇うことができるだろうが、

5. 単親の父親と家政婦の二重の役割、機能を引きうけると、望んでいたがバランスのとれた社交生活を抑制されるようである。中産階級の父親は夜の外出の際ベビーシッターを雇うことができるだろうが、

6. 単親の父親と家政婦の二重の役割、機能を引きうけると、望んでいたがバランスのとれた社交生活を抑制されるようである。中産階級の父親は夜の外出の際ベビーシッターを雇うことができるだろうが、

7. 単親の父親と家政婦の二重の役割、機能を引きうけると、望んでいたがバランスのとれた社交生活を抑制されるようである。中産階級の父親は夜の外出の際ベビーシッターを雇うことができるだろうが、

8. 単親の父親と家政婦の二重の役割、機能を引きうけると、望んでいたがバランスのとれた社交生活を抑制されるようである。中産階級の父親は夜の外出の際ベビーシッターを雇うことができるだろうが、

9. 単親の父親と家政婦の二重の役割、機能を引きうけると、望んでいたがバランスのとれた社交生活を抑制されるようである。中産階級の父親は夜の外出の際ベビーシッターを雇うことができるだろうが、

10. 単親の父親と家政婦の二重の役割、機能を引きうけると、望んでいたがバランスのとれた社交生活を抑制されるようである。中産階級の父親は夜の外出の際ベビーシッターを雇うことができるだろうが、

ここにとりあげられた国々のなかにも、ジレンマのなかにある父親がコミュニティの支援をほとんど感じていない場合がある。たいていのコミュニティは、母

父子家庭には慣れていても、おそらくはまだ、ふえつつある父子家庭の存在を知らないでいる。“Big Sister”や“Foster Grandparents”のプログラムは、これら多くの父親たちに利用されるだろう。独身の父親のデイスカッション・グループは、“自助・self-help”団体に発展していくことも可能であろう。共同乳児保育の組織化、共同購入、その他のコミュニティーを基盤とした共同プロジェクトは、父親たちを援助するだろう。教のうちに強さがあり、強さのうちに支援があり、支援のうちに建設的な運動があり、そしてその運動は、あなたは孤立している父子家庭ではないという感情と共にある。

8. 研究

現在の父子家庭に関する知識は、限定された父親集団をサンプルとして用いたわずかな調査に依っている。つぎの分野の研究が今後さらに必要である。

1. 父子家庭に対する社会階層の影響。
2. 父子家庭に対する文化、人種、ならびに宗教の影響。
3. 子どもたちの年齢層（就学前、学齡児、思春期）による父子家庭の相違。
4. 父子家庭のカテゴリー（離別、死別、別居）の比較研究。
5. 父子家庭に対する不在の母親の影響。母親は“不在の配偶者 absent spouse”もしくは“週末の母 week-end mothers”としてどのように父子家庭にかかわっているのか。
6. 統計学的研究。われわれは、裁判や遺棄の結果、父子家庭が現実増加しつつあるのかどうか知る必要がある。

もし本当にそういう傾向があるなら、その原因は何か。また社会はこれにまきこまれる子どもたちのダメージを軽くするために、いかなる方法をもってこの事態に対処すべきか。もしこの研究によって援助機関の側の心構えが示唆されたなら、父子家庭の初期の段階に合わせた、实际的で受け入れやすかつ利用しやすいプログラムを開始しなくてはならないのである。

父子家庭に関する精選参考文献

- BAIN, Chris. "Lone Fathers: An Unnoticed Group." Australian Social Welfare, 3 (March 1973), 14-17.
- FERRI, Elsa and ROBINSON, Hilary. Coping Alone. Windsor, England: National Foundation for Educational Resources Publishing Co., 1976 and

- U.S.A. Humanities Press, 1976.
- GASSER, Rita, D. and TAYLOR, Claribel M. "Role Adjustment of Single-Parent Fathers with Dependent Children." Family Coordinator, 25 (October 1976), 397-401.
- GEORGE, Victor and WILDING, Paul. Motherless Families. London: Routledge and Kegan Paul, 1972.
- MENDES, Helen A. "Single Fatherhood." Social Work, 21 (July 1976), 308-312.
- MENDES, Helen A. "Single Fathes." Family Coordinator, 25 (October 1976), 439-444.
- ORTHNER, Dennis K., et al. "Single-Parent Fatherhood: An Emerging Family Life Style." Family Coordinator, 25 (October 1976), 429-437.
- SCHLESINGER, Benjamin and TODRES, Rubin. "Motherless Families: An Increasing Social Pattern." Child Welfare, 55 (September-October 1976), 553-558.
4. おわりに

以上訳出した2つの論稿に基いて英語圏の父子福祉研究はほぼ概観された。しかし両者の論調にははっきりとした隔たりがみられた。明るいうルイスの論稿は人間解放運動の一環としての男性解放運動が基調にある分析であり、いわゆる「福祉」色がほとんど認められなかった。彼は「福祉問題」として父子家庭の増加という現象をとらえるというよりむしろ、そこに人間文化の変革の一形態をみ、そのような視座から現代アメリカ家族の変動を積極的に理解していたように思われた。

他方明暗おりませたシュレジンガーの論稿は各国の父子家庭の「生活問題」に焦点が絞られており、当然ながらこの「問題」に対する「対策」も視座のうちに含まれていた。この意味で本稿はまさしく父子「福祉」研究概観と称することができる。

わたしたちは「福祉」陣営に所属するものとしてはじめはシュレジンガーの訳稿を紹介するにとどめようとも考えた。わたしたちの眼もわが国の父子「福祉」の進展に向けられていたからである。わが国でも1981年度に所得税の「寡夫控除」制度が発足し、つづいて厚生省は1982年度に「父子家庭介護人派遣事業」を開始すべく予算概算要求をしており、ようやく父子家庭が「福祉」施策の対象として市民権をえた感がある。ここまで事態が進行すれば、これら国政レベルの施策ならびにこれに先だつ自治体や民間団体の取り組みの「効果測定」を含む

「全国父子家庭実態調査」が実施される日も間近いように思われる。全国調査は、国、地方自治体、民間団体の施策上の責任分担の不明確さを脱する端緒となるだろう。そしてこの段階に入れば、各地域でサンプルを限定して包括的かつ緻密な生活実態調査が実施されるに到るだろう。むしろ場合によってはこの種の調査が全国調査に先行することもあるが、わが国ではまだそのような例はみあたらない。ともかくこのような研究が各地で生まれてはじめてきめ細かな施策が実現されると思われる。わたしたちはシュレジンガーの紹介した各研究がこのレベルに相当するものと理解し、今後のわが国の研究に多大の示唆を与えるだろうと考えた。

しかし父子家庭の存在を「福祉」問題としてとらえるだけでは不十分であろう。そのようにみただけでは暗い不健全なイメージのなかに父子家庭をおしこめてしまうことになる。「福祉施策」の充実によって父子家庭の生活の不便さが減ぜられることはもちろんである。ではあるが、現在の父子による具体的な生活努力そのものが父子家庭を明るくしてゆくのであり、当事者にとっては最も快適な生活条件と感じられる場合も多いことを否定するのは間違いであろう。そうであればわたしたちは「福祉施策」の進展を促すと同時に「みじめな父子家庭」像を打ちこわす努力をしてゆくべきである。そのような父子家庭のイメージを払拭することはすなわち健全な生活単位として父子家庭を受け入れられるように社会を変革することである。いいかえれば、わたしたちの文化のなかに独自の生活文化の創造体として父子家庭を刻印することである。

わが国でそのような仕事をしている例として科学評論家の鎮目恭夫氏（著書に『女に育児はまかせられない』がある）をあげることができる。彼の父子家庭体験報告はそれ自体強力な社会的啓蒙力をもっており、大部分の男性にとって未開拓の領域のなかに新しい発見がもりばめられている。わたしたちはルイスの関わる男性解放運動の実態をまだよく知らないでいるけれども、わが国の15倍近くの父子家庭を抱えたアメリカに生れた運動であってみればこのような父子家庭の体験の集積と無関係ではないと思う。彼の研究分析には父子家庭への期待感ににじみ出ており、否定的な評価はみじんもみられない。わたしたちは父子家庭の生活そのもののなかに積極的な文化的意味を認めようとするルイスの論稿を貴重と考え、先に述べた見地からシュレジンガーの「福祉」視点を補足するものとして小論に加えた。

わが国でそのような仕事をしている例として科学評論家の鎮目恭夫氏（著書に『女に育児はまかせられない』がある）をあげることができる。彼の父子家庭体験報告はそれ自体強力な社会的啓蒙力をもっており、大部分の男性にとって未開拓の領域のなかに新しい発見がもりばめられている。わたしたちはルイスの関わる男性解放運動の実態をまだよく知らないでいるけれども、わが国の15倍近くの父子家庭を抱えたアメリカに生れた運動であってみればこのような父子家庭の体験の集積と無関係ではないと思う。彼の研究分析には父子家庭への期待感ににじみ出ており、否定的な評価はみじんもみられない。わたしたちは父子家庭の生活そのもののなかに積極的な文化的意味を認めようとするルイスの論稿を貴重と考え、先に述べた見地からシュレジンガーの「福祉」視点を補足するものとして小論に加えた。

父子家庭の生活そのもののなかに積極的な文化的意味を認めようとするルイスの論稿を貴重と考え、先に述べた見地からシュレジンガーの「福祉」視点を補足するものとして小論に加えた。

父子家庭に関する英文学論文

BAL, O. de Lone: Father: An English Group.
Austrian Social Welfare & Control Institute.
BERN, Hans and ROBINSON, Hilary: Coping with
Widow's Remedy: A Social Foundation for
the Child Welfare & Planning, London, 1971.